
**堺市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
【令和9（2027）～11（2029）年度】
骨子（案）**

1 計画の位置づけ

(1) 基本事項

計画の名称	位置づけ・根拠法令
堺市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	■ 位置づけ ・老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定（3年ごとに策定する法定計画） ・市町村認知症施策推進計画を包含 ■ 根拠法令 ・老人福祉法第20条の8 ・介護保険法第117条 ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条

(2) 他計画との関係

最上位計画	堺市基本計画2030
上位計画	堺市SDGs未来都市計画
基盤計画	堺あったかぬくもりプラン（地域福祉計画）
連携	健康福祉分野の計画／関連分野の計画 ▶ よりそい安心ほっとプラン ▶ さかい健康プラン ▶ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 等
整合	国・大阪府の指針・計画 ▶ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ▶ 大阪府高齢者計画 ▶ 大阪府医療計画 等

2 計画の期間

令和9年度～令和11年度（3年間）

1 関連分野における法律の制定・改正

令和6年	「認知症基本法」の施行	「新しい認知症観」が示され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会を実現するため、認知症施策を総合的・計画的に推進 - 自治体には地域の実情に応じた推進計画の策定を努力義務化
	「孤独・孤立対策推進法」の施行	孤独・孤立を社会全体の課題として捉え、国や自治体、民間団体が一体となり、孤独・孤立の予防・支援のための総合的な対策を推進
令和7年	「災害対策基本法・災害救助法」の改正	高齢者等の要配慮者、在宅避難者等、多様な支援ニーズに対応するため、救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化
	「医療法等の一部を改正する法律」の成立	地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築に向け、病床のみならず、入院・外来・在宅医療や介護との連携を含めた将来の医療提供体制全体を視野に入れ、地域医療構想を見直し
令和8年	「民法等の一部を改正する法律」の成立	本人の意思を尊重した権利擁護支援を実現するため、成年後見制度の必要な範囲での利用への見直し
	「社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立	頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援の制度化

2 高齢者等実態調査結果

(1) 一般高齢者・要支援認定者調査

■ 判断能力の低下や人生の最終段階に備えて準備していること（複数回答可）

- ・「特に準備していない」 59.7%
- ・「家族や信頼できる人と自分の希望や考えについて話し合っている」 25.1%
- ・「エンディングノートやメモ等に自分の思いや希望を書き残している」 8.6%

⇒一定数が話し合いは行っているものの、具体的な行動にまで至っていない人が多い

関係機関と連携した意識啓発及び意思決定支援の推進が必要

(2) 在宅介護実態調査

■ 初めて要支援・要介護認定が必要になった主な原因

- ・「骨折・転倒」 16.0%
- ・「高齢による衰弱」 14.5%
- ・「その他」 12.5%
- ・「関節の病気（リウマチ、変形性膝関節症等）」 11.1%

⇒骨折・転倒が要支援・要介護状態になる大きなリスク

身体機能・移動能力の維持・向上を図る介護予防事業等の推進が必要

(3) 介護事業者調査

■ ICT や介護ロボット等の導入・利用状況（複数回答可）

- ・「請求業務ソフト（介護報酬請求等）」 74.8%
- ・「介護記録ソフト（記録・情報共有機能）」 59.3%
- ・「タブレットやスマートフォンによる記録入力・閲覧」 42.6%
- ・「特に利用していない」 12.8%

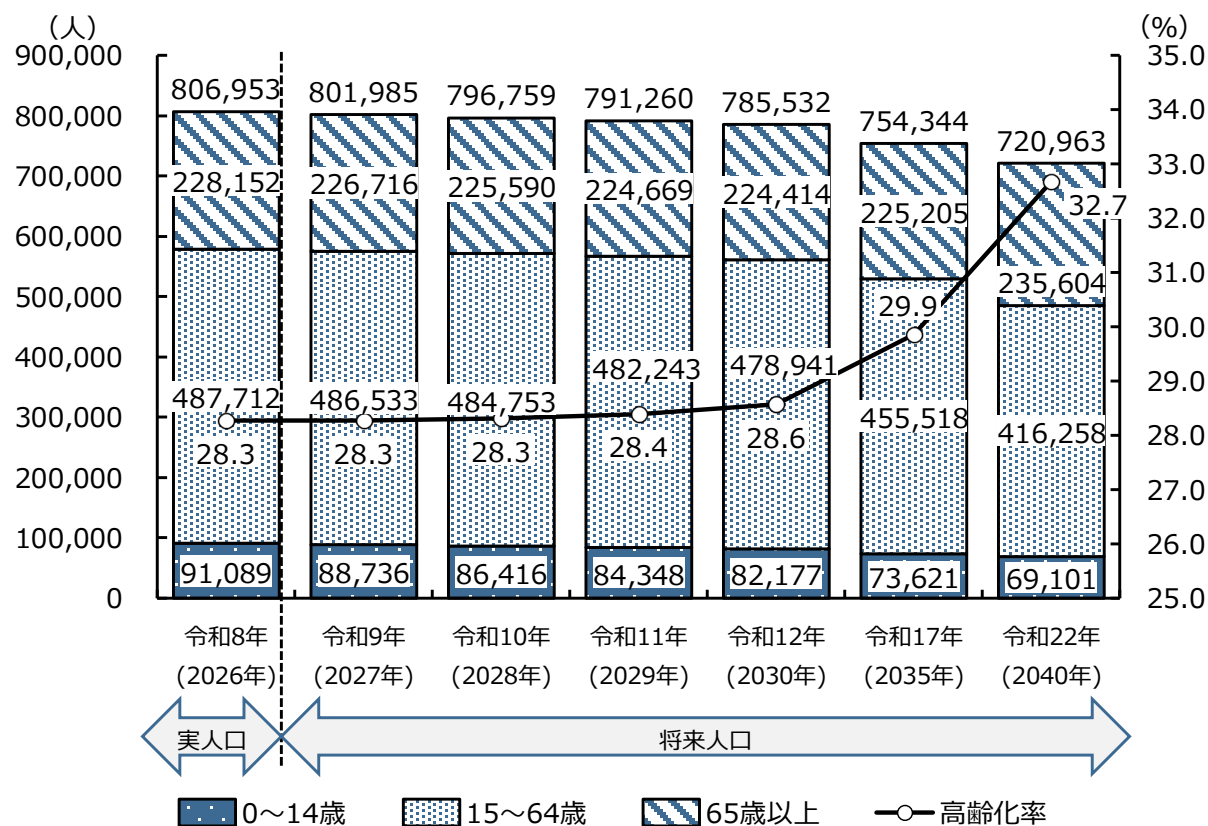
⇒ICT・介護テクノロジーの導入が進んでいるものの、利用していない事業者も一定数存在する

ICT・介護テクノロジーの導入支援等、介護現場の生産性向上及び運営の安定化に資する取組の推進が必要

3 高齢者数等の将来推計

(1) 人口の将来推計

- 本市の将来人口は減少傾向であり、令和22（2040）年には720,963人になる見込み
- 令和22（2040）年には生産年齢人口は急減する一方で、高齢者数は増加し、高齢化率は32.7%になる見込み



※住民基本台帳人口データを基に本市推計（各年3月末時点）

第2章 高齢者等の現状と将来推計

(2) 主な数値の将来推計

	令和8（2026）年		令和12（2030）年		令和22（2040）年
総人口	806,953人	▲21,421人	785,532人	▲64,569人	720,963人
生産年齢人口	487,712人	▲8,771人	478,941人	▲62,683人	416,258人
高齢者数	228,152人	▲3,738人	224,414人	+11,190人	235,604人
高齢化率	28.3%	+0.3 ポイント	28.6%	+4.1 ポイント	32.7%
住民基本台帳人口データを基に本市推計（各年3月末時点）					
要支援・要介護認定者数 （第1号被保険者）	62,029人	+5,042人	67,071人	▲3,451人	63,620人
認定率	27.2%	+2.7 ポイント	29.9%	▲2.9 ポイント	27.0%
厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計（各年3月末時点）					
認知症高齢者数	29,574人 ※令和7（2025）年	+2,293人	31,867人	+3,238人	35,105人

「認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計」（厚生労働省）を基に本市推計（各年3月末時点）

第2章 高齢者等の現状と将来推計

4 前計画の評価

KGI	目標値 (令和8年度)	策定時の数値 (令和元年)	現状値 (令和4年)
健康寿命	男性：73.54年 女性：76.54年	男性：72.82年 女性：74.46年	男性：72.50年 女性：73.66年

重点施策	KPI	目標値 (令和8年度)	策定時の数値	現状値
1 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進	新規要支援・要介護認定者の平均年齢	81.0歳	79.9歳 (令和4年度)	80.3歳 (令和6年度)
2 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援	介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率	8.00%	6.34% (令和4年度)	7.67% (令和6年度)
3 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備	見守りネットワーク登録事業所数	2,600件	2,374件 (令和4年度)	2,560件 (令和7年度)
4 認知症施策の推進	認知症サポーターの人数	103,000人	86,617人 (令和4年度)	106,063人 (令和7年度)
5 在宅ケアの充実及び連携体制の整備	地域包括支援センターの援助件数	170,000件	162,307件 (令和4年度)	183,096件 (令和7年度)
6 介護サービス等の充実・強化	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合	70.00%	67.71% (令和5年12月)	80.43% (令和7年度)

第2章 高齢者等の現状と将来推計

重点施策1 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進

【主な取組】

- 老人福祉センターや地域会館等で実施する「げんきあっぷ教室」や、認知症予防を中心に運動機能向上・低栄養改善等を図る「複合型介護予防教室」等、多様な介護予防事業を実施
- 趣味を切り口とした多彩なプログラムで無関心層の参加を促す「介護予防『あ・し・た』プロジェクト」の実施及び地域展開を推進

【評価】

- 多様な介護予防事業の実施により、無関心層を含めた高齢者の参加が広がり、フレイル予防や社会参加の促進につながった
- 今後は更なる地域展開を進め、地域での自主的な活動の促進につなげる必要がある

重点施策2 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援

【主な取組】

- すべての日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の通いの場の創出や活動支援を推進
- シルバー人材センターとの連携による就業機会の提供、老人クラブ活動への支援、全国健康福祉祭への選手団派遣等を通じて、高齢者の社会参加や生きがい創出を支援

【評価】

- 生活支援コーディネーターの拡充により、地域資源を活用した通いの場や地域活動の創出が進み、地域課題の解決に向けた取組の充実につながった
- 今後は地域主体の活動や通いの場の活性化に加え、高齢者が支え合い活動の担い手として参加できる機会の充実等、多様な社会参加を促進する必要がある

重点施策3 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備

【主な取組】

- 市内事業所の協力による高齢者への日常的な見守りや声かけを通じて、地域全体で支える「高齢者見守りネットワーク」を推進
- ICTを活用した「みまもりあい事業」を新たに開始し、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見につなげる仕組みを構築

【評価】

- 事業所や地域との連携による見守り活動が広がり、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる環境整備が進んだ
- 今後は支援が必要な高齢者等の増加を見据え、事業所や市民協力者の更なる確保に加え、権利擁護支援も含めた支援体制の充実が必要である

重点施策4 認知症施策の推進

【主な取組】

- 認知症サポーター・キッズサポーター養成講座の実施や、堺ぬくもりカフェ（堺市認知症カフェ）の運営支援等を通じて、認知症に関する理解促進や認知症の人とその家族等が地域で安心して暮らせる環境形成を推進
- 認知症疾患医療センターや医師等の専門職で構成する認知症初期集中支援チーム等による支援を通じて、認知症の早期発見・早期対応を推進

【評価】

- 認知症に関する正しい理解の普及や専門職による支援体制の充実が進み、認知症の早期発見・早期対応の推進が図られた
- 今後は「新しい認知症観」の普及啓発や、認知症の人本人の意思を尊重した支援体制の充実が必要である

重点施策5 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

【主な取組】

- 「がん終末期の在宅療養」や「フレイル」等をテーマとした医療・介護職向け研修会・講演会の実施や、高齢者施設向け研修等を通じて、在宅医療・介護の連携を強化
- 地域包括支援センターの人員体制を強化し、地域ケア会議等を通じた関係機関との連携のもと、増加する相談・援助ニーズへ対応

【評価】

- 医療・介護関係者の連携強化や地域包括支援センターにおける支援体制の充実により、高齢者の在宅生活を支える基盤整備が図られた
- 今後は複雑化・複合化する支援ニーズへの対応を見据え、地域包括支援センターの更なる機能強化や、地域・関係機関との顔の見える関係構築等、地域全体での支援体制の構築が必要である

重点施策6 介護サービス等の充実・強化

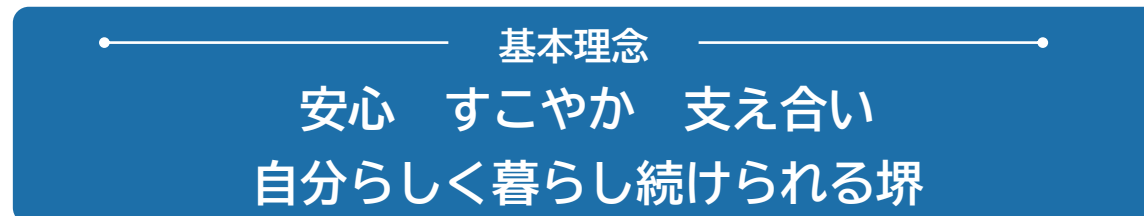
【主な取組】

- 福祉施設職員による実践活動や研究活動等を発表する「さかい福祉と介護の実践発表会」と「堺市働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰」を一体的に実施し、福祉と介護の魅力を広く発信
- 大阪府・大阪市と共同で「介護職員等処遇改善加算取得促進事業」を実施し、専門家によるアドバイスや訪問支援等を通じて、介護職員の賃金面での処遇改善を促進

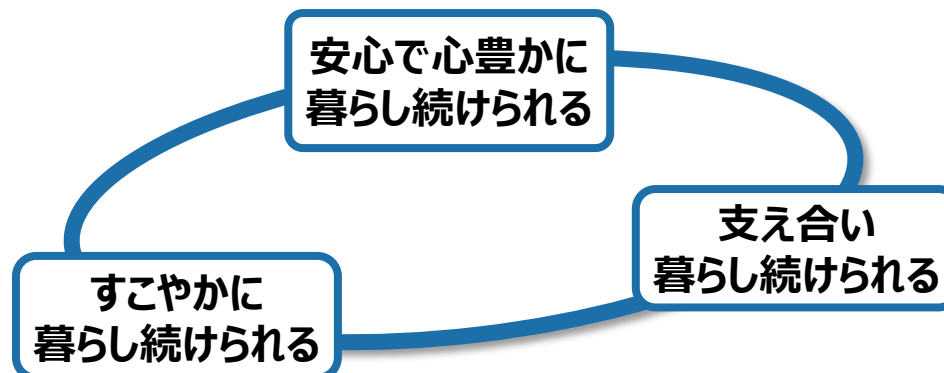
【評価】

- 福祉・介護の魅力発信を通じて介護職等のイメージ向上につながったほか、介護職員等処遇改善加算を取得する事業所が増加し、介護現場における職場環境改善により介護人材の確保・定着に寄与した
- 今後はICTや介護テクノロジーの活用等による更なる介護現場の生産性向上が必要である

1 基本理念



2 計画目標



3 KGI（重要目標達成指標）

指標	計画策定時 (令和4（2022）年)	目標 (令和11（2029）年度)
健康寿命	男性：72.50年 女性：73.66年	男性：73.85年 女性：75.46年

※堺市基本計画2030では、健康寿命をKGIに設定し、令和17（2035）年度の目標値を「男性：75.00年 女性：77.00年」としている

4 施策体系

高齢者保健福祉施策（第4章）

【 重点施策 】

【 施策展開 】

1 高齢者の状況に応じた自立支援・介護予防・健康増進の一体的な推進

- (1) 介護予防・フレイル予防の充実・推進
- (2) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- (4) 生涯にわたるこころと体の健康の増進

2 在宅ケアの充実及び相談支援・連携体制の強化

- (1) 在宅医療・介護の連携強化
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 総合的な相談支援体制の整備
- (4) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
- (5) 家族介護者等への支援の充実
- (6) 市民への情報提供の充実や意識の啓発

3 介護サービス等の充実・強化

- (1) 2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- (2) 介護サービスの質の向上
- (3) ケアマネジメントの質の向上
- (4) 介護現場の生産性の向上
- (5) 費用負担への配慮
- (6) 介護保険制度に関する啓発・情報提供・苦情相談等
- (7) 介護給付適正化事業の推進

4 高齢者が安心して暮らし続けられる生活環境の整備

- (1) 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保
- (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備
- (3) 災害や感染症対策に係る体制整備と支援
- (4) 高齢者等への見守り支援
- (5) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援
- (6) 権利擁護支援の充実
- (7) 消費者被害防止や特殊詐欺被害防止のための取組推進

5 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援

- (1) 社会参加の機会・情報の提供
- (2) 地域を支える担い手の確保・育成
- (3) 地域の通いの場の創出
- (4) 地域における助け合い活動の推進

認知症施策（市町村認知症施策推進計画）（第5章）

【重点施策】

【施策展開】

1 「新しい認知症観」の理解促進

- (1) 新しい認知症観の理解促進に向けた普及啓発の推進
- (2) 認知症サポーター養成講座等の推進
- (3) 本人発信の機会の創出

2 認知症の人の意思の尊重と支援

- (1) 認知症バリアフリーの推進と社会参加の機会の確保
- (2) 認知症の人の意思決定支援及び権利利益の保護の推進
- (3) 医療・介護人材の養成及び資質の向上

3 認知症の人・家族等の地域での安心な暮らしの支援

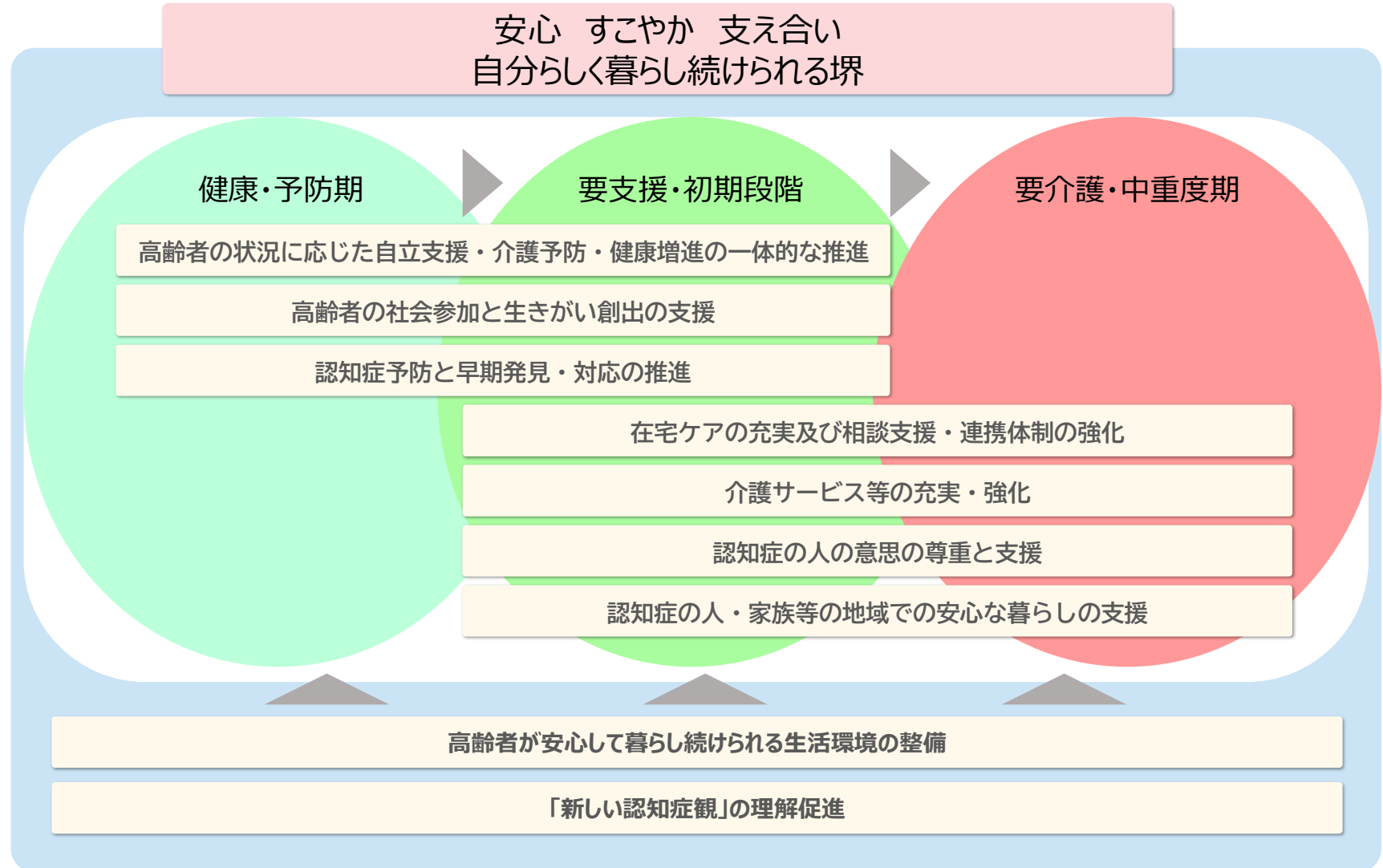
- (1) 多様な主体による支援体制の構築
- (2) 認知症高齢者等に対する見守りの推進
- (3) 切れ目のない保健医療福祉サービスの提供

4 認知症予防と早期発見・対応の推進

- (1) 認知症予防に関する啓発及び知識の普及、地域活動の推進
- (2) 早期発見・早期対応のための連携体制の強化
- (3) フレイル予防及び社会参加の促進による認知症予防の推進
- (4) 行動変容の促進及び継続支援の推進

第3章 計画の基本的な考え方

【高齢者の状態に応じた主な施策体系】



1 高齢者の状況に応じた自立支援・介護予防・健康増進の一体的な推進

- 高齢者の身体状況等に応じた、自立支援・介護予防・健康増進の多様な取組を一体的に推進
- 要支援・要介護状態にならないための身体機能の維持向上、健康状態の改善に資する取組を強化

2 在宅ケアの充実及び相談支援・連携体制の強化

- 複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、相談支援体制を強化
- 多様な生活援助ニーズに対応した、地域資源の活用を含めたサービス提供体制を充実

3 介護サービス等の充実・強化

- 中長期的な視点に立ったサービス基盤を整備
- 介護人材の確保・定着に向けた介護現場の生産性向上を支援

4 高齢者が安心して暮らし続けられる生活環境の整備

- 多様な主体による見守り支援を充実
- 頼れる身寄りがない高齢者等への対応も含めた切れ目のない支援体制を構築

5 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援

- 通いの場の活性化や多様な活動への支援を通じて地域における介護予防活動を推進
- 高齢者の地域活動や支え合い活動を推進し、社会参加と生きがい創出を支援

1 「新しい認知症観」の理解促進

- 新しい認知症観の理解促進に向けた「認知症バリアフリー」の考え方に基づく普及啓発を推進
- 認知症サポーター養成講座等を通じた正しい理解の普及啓発と認知症の人を地域で支える体制を構築

2 認知症の人の意思の尊重と支援

- チームオレンジの推進や堺ぬくもりカフェ（堺市認知症カフェ）の開催等による認知症の人の社会参加の機会を充実
- 認知症の人の意思を尊重した意思決定支援を推進

3 認知症の人・家族等の地域での安心な暮らしの支援

- 地域や事業者等と連携し、認知症高齢者等に対する見守り支援を推進
- 認知症疾患医療センター等の専門機関や医療・福祉・介護等の関係機関の連携により、切れ目のない保健医療福祉サービスを提供

4 認知症予防と早期発見・対応の推進

- フレイル予防や社会参加の促進により認知症予防を推進
- 地域包括支援センター等を中心とした相談支援体制の充実及び認知症初期集中支援チームの活用等により早期発見・対応を推進

1 介護保険施設等の整備

- 施設の待機者数、利用状況や要介護認定者数の将来見込み等を踏まえ、中長期的な視点から必要なサービス基盤の整備を推進
- 在宅サービスの充実を基本とし、地域の実情に応じて施設・居住系サービスとのバランスを確保しつつ、必要な施設サービスを適正配置
- 既存施設の有効活用や機能転換等により、持続可能な介護サービス提供体制を構築

2 要支援・要介護認定者数の見込み

- 本計画期間の各年9月末の高齢者数（第1号被保険者数）を推計
- 国の提供するシステム（地域包括ケア「見える化」システム）を用いて要支援・要介護認定者数を推計

3 介護保険給付の見込み

- 介護サービスの利用実績等を基礎として、地域包括ケア「見える化」システムを用いて算出した、計画期間中の介護給付等サービスの種類ごとの必要見込量を推計
- 推計した保険給付費等に基づき保険料基準額を算出
（国標準の保険料段階よりもさらにきめ細かな所得段階区分を設定、介護保険給付費準備基金の活用を検討）

1 高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止等の取組の推進

- 介護保険法の規定に基づき、高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標値を設定
- 設定した目標の達成に向け、評価・検証を行いつつ各取組を推進することで地域包括ケアシステムを深化・推進

2 介護給付等に要する費用の適正化の取組の推進

- 介護保険法の規定に基づき、介護給付費の適正化の取組内容及び目標値を設定
- 設定した目標の達成に向け、評価・検証を行いつつ各取組を推進することで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築

1 関係機関等との連携

- 本計画の推進に当たっては、行政だけでなく、市民、地域、関係機関や各種団体、サービス提供事業者や企業等の多様な主体が連携と協働のもと各取組を推進することにより、基本理念を実現
- 本計画の進行管理については、堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会をはじめとした庁内外の体制のもと、PDCAサイクルにより毎年度の点検・評価を適切に実施し、計画を着実に推進

2 計画の周知・広報

- 本計画の基本理念や目標、施策や取組について、市民の認知・理解を得て普及・啓発するため、市の広報紙やホームページ等をはじめ多様な媒体を駆使し周知・広報活動を推進
- 地域や関係機関、各種団体、事業者等と協力し、介護保険制度の理念や計画内容をきめ細かに周知